

a・bloom制作契約書兼誓約書

依頼者、_____（以下「甲」という。）と赤堀産業株式会社（以下「乙」という。）とは、a・bloom アートの制作に関して、以下の条項について契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

1. 甲は、乙に、_____（以下「制作物」という。）の制作を依頼し、甲は、期日（以下「納品期日」という。）までに、制作物を受け取ることとする。
2. 甲は、制作物の対価（以下「合計支払額」という。）として、乙に対して_____円を支払うこととする。
3. 乙から甲に対する制作物の納品期日は平成____年____月____日とする。

第2条（対価報酬）

1. 甲は、乙による制作物の制作に係る報酬として、以下（1）（2）の金員を、乙があらかじめ指定した銀行口座に振り込まなければならない。
2. 乙は、（1）の入金を確認後、制作に取り掛かることとする。
3. 入金の遅れによる納期の遅延は、甲の責任とし、乙は一切の責任を負わないものとする。
4. 合計支払額から制作着手金を控除した残りの金額（2）は、乙が請求書を発行し、甲が支払うものとする。

（1）制作着手金

- ・ 合計支払額の20%が100,000円以下の場合には、100,000円とする。
- ・ 合計支払額の20%が100,000円を超える場合には、合計支払額の20%とする。
- ・ 本契約成立後、1ヶ月以内に振込を完了することとする。
- ・ 振込手数料は、甲が負担することとする。

（2）製作費

- ・ 合計支払額から（1）を控除した額とする。
- ・ 振込手数料は、甲が負担することとする。

第3条（対価返還）

甲が、乙に制作着手金後、乙に対して制作の中止を求めた場合（制作をキャンセルした場合）には、第2条（1）の制作着手金は乙のものとなることとし、甲は、乙に対してその返還を求めはならない。

第4条（著作権および使用权）

甲は、制作物を受け取り後も、制作物の著作権が甲に移動しないことを承諾し、乙の承諾なしに使用しないことを承諾する。

第5条（進行・解約）

1. 甲は、本契約成立後、進行に対する乙からの連絡に速やかに返答することを了承する。
2. 10日間を経ても甲が乙に対して何ら返答をしない場合には、乙は、甲に対しての業務を放棄し、甲に対して合計支払額の半額を請求することができる。
3. 乙は、甲が本契約成立後に依頼を解約した場合には、甲に対して合計支払額の半額を請求することができる。

第6条（秘密保持・権利義務譲渡禁止）

1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方および相手方の取引先等に関する全ての情報を、相手方の書面による承諾をなくして第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 甲および乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じた権利および義務を、相手方の事前の書面による承諾をなくして第三者へ譲渡しない、あるいは担保に供しないものとする。

第7条（解釈・適用の疑義）

本契約に各条項の解釈・適用について疑義を生じた場合、または本契約に規定のない事項については、甲および乙の双方が誠意をもって友好的に協議解決を図るものとする。

第8条（合意管轄）

本契約により生ずる権利・義務に関する訴訟についての第一審専属的合意管轄裁判所は、乙の本社所在地の管轄する裁判所とする。

本契約成立の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成____年____月____日

甲

乙 静岡県浜松市中区浅田町16
赤堀産業株式会社
代表取締役社長 赤堀恭一郎